

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方

～ワーキング・グループと公開草案～

吉川真裕

要 旨

企業のサステナビリティ情報開示基準の策定が主要国で進められており、わが国でも2024年3月26日に金融審議会のサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループが議論を開始し、サステナビリティ基準委員会によるサステナビリティ情報開示基準の公開草案が3月29日に公表され、7月31日までコメントを募集している。

公開草案の細目はテクニカルであり、実際に関与している専門家以外には評価できないように思える。ただし、欧米とは異なる基準をわが国が積極的に提唱していくとも考えにくいので、サステナビリティ基準委員会が公開草案で述べているように、グローバル・ベースラインとされるIFRSサステナビリティ開示基準と整合性のあるものとなることが予想される。

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの公開資料で提示されたプライム上場企業のうち時価総額3兆円以上は2027年3月期から、1兆円以上は2028年3月期から（保証を含む）、またはプライム上場企業のうち時価総額3兆円以上は2028年3月期から（保証を含む）、1兆円以上は2029年3月期から（保証を含む）始め、先行適用（時価総額1兆円以上）の状況を踏まえて、2030年代に全プライム上場企業へ適用を拡大することが現時点での見通しである。

欧州が先行し、アメリカが少し遅れて導入する形となるであろうことが予想されるサステナビリティ情報の開示と保証の問題について、両者の経験を踏まえたうえで導入していくというのが無用な混乱を回避するためにも妥当な選択であると考えられる。

キーワード：サステナビリティ、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ、サステナビリティ基準委員会

(SSBJ), 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB), 気候関連財務
開示に関するタスクフォース (TCFD)

目 次

1. はじめに	の温室効果ガス排出量の合計値
2. サステナビリティ情報の開示と保証のあり方 に関するワーキング・グループ	3.6 温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告
2.1 設置の背景	3.7 スコープ2温室効果ガス排出におけるロ ケーション基準とマーケット基準
2.2 検討事項	3.8 スコープ3温室効果ガス排出の絶対総量の 開示における重要性の判断の適用
2.3 適用対象企業と適用時期	3.9 産業横断的指標等 (気候関連のリスク及び 機会)
3. サステナビリティ情報開示基準の公開草案	3.10 産業横断的指標等 (資本投下)
3.1 背景	3.11 産業横断的指標等 (内部炭素価格)
3.2 公開草案の適用対象企業	3.12 経過措置
3.3 公開草案の基本方針	4. 現時点での見通し
3.4 ガイダンスの情報源における SASB スタ ンダードおよび産業別ガイダンスの取扱い	
3.5 スコープ1, スコープ2およびスコープ3	

1. はじめに

企業のサステナビリティ情報開示基準の策定が主要国で進められており、わが国でも2024年3月26日に金融審議会の「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」が議論を開始し、サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) によるサステナビリティ情報開示基準の公開草案が3月29日に公表され、7月31日までコメントを募集している。

本稿ではサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループでの公開資料とSSBJの公開草案のポイントを紹介し、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する現時点での見通しを明らかにすることを試みる。

2. サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ

2.1 設置の背景

2024年3月26日に第1回の会合が実施されたサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの公開資料によれば、

- ① 2023年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が開始されているが、具体的な基準は定められていないので具体的なサステナビリティ情報の開示基準を定める必要がある。
- ② 2023年6月に最終化した国際基準 (ISSB

基準)を踏まえ、わが国のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)が2024年3月に公開草案を公表し、2025年3月に最終化する予定となっている。

- ③ SSBJ基準の適用対象についてはグローバルな投資家との対話を中心に据えた企業(プライム上場企業ないしはその一部)から始めることが考えられ、具体的な適用対象や適用時期を検討する必要がある。
- ④ 国際的にもサステナビリティ情報に対する保証のあり方についての議論が進んでおり、わが国においても法改正を視野に入れた検討が必要である。

の4項目がワーキング・グループ設置の背景と

して説明されている¹(図表1)。

また、参考資料としてサステナビリティ情報開示・保証に関する日欧米の検討状況という図表(図表2)が示されており、欧米諸国でのサステナビリティ情報開示基準や保証の適用時期が強く意識されていることがよくわかる。

2.2 検討事項

2024年3月26日に公開された資料では以下の5項目が検討事項として挙げられている。

- ① 有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準の適用についてはグローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えたプライム上場企業ないしその一部から始めるこ

図表1

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ設置の背景

- 2023年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が開始(個別具体的な基準はなし)。今後、この開示が具体的な基準に準拠して行われることで、比較可能性を高め、投資家に有用な情報が提供されることが重要…①
 - 我が国のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)では、昨年6月に最終化した国際基準(ISSB基準)を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)を開発中であり、本年3月に公開草案を公表予定…②
 - SSBJ基準の適用対象については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業(プライム上場企業ないしはその一部)から始めることが考えられる中、公開草案の公表に際し、具体的な適用対象や適用時期を検討することで、公開草案に関する適切な議論が行われるほか、企業等において基準の適用に向けた準備が進むと考えられる…③
- (注)2022年12月公表の金融審議会ディスクロージャーWG報告では、「…企業によって社会全体へのインパクトが異なることや様々な業態があること、企業負担の観点、欧米では企業規模に応じた段階的な適用が示されていることを踏まえると、我が国では、最終的に全ての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、今後、円滑な導入の方策を検討していくことが考えられる」と提言
- また、投資家からはサステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声があり、国際的にも、当該情報に対する保証のあり方について議論が進んでいる。我が国において、サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要であり、議論を始めていくことが重要…④

⇒ 金融審議会において、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループを新規に設置



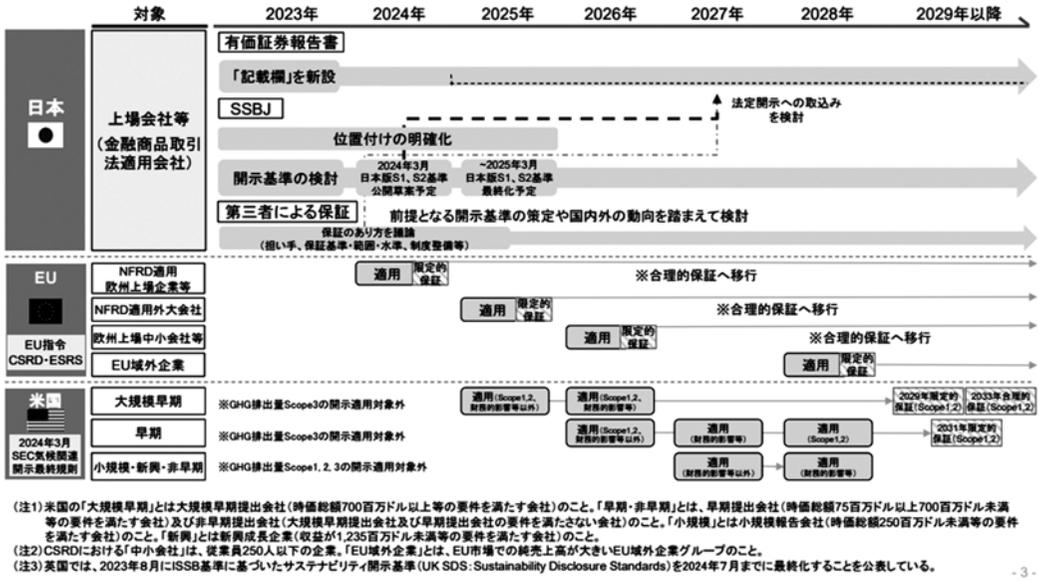
(出所) 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024), 3頁。

1 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024), 「事務局説明資料」, 2024年3月26日 (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20240326/03.pdf)。

図表2

(参考) サステナビリティ開示・保証に関する日欧米の検討状況

□ 欧州では、2024年度から順次サステナビリティ情報の開示を開始し、欧州域外にも2028年度から適用を開始する予定。米国等においても、サステナビリティ開示の制度導入が順次進められていく予定



(出所) 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024), 4 頁。

- とが考えられ、プライム上場企業の中でもグローバルな投資家との対話の重要性に差があること、欧米では企業規模や市場規模に応じた段階的な導入が検討されていることなどを踏まえ、わが国における具体的な適用対象や適用時期についてどう考えるか。
- ② まずは開示基準の任意適用を促進し、わが国の市場がサステナビリティ開示に積極的に取り組む市場としてグローバルに認知されることが重要であると考えられるがどうか。また、任意適用を促進するための方策として何が考えられるか。
 - ③ 開示基準の適用の義務化についてはプライム上場企業のうち時価総額の大きい企業から先行して適用を始め、その後、対象を拡大することが考えられる。この場合、先行

適用については、たとえば「時価総額3兆円以上は2027年3月期から、1兆円以上は2028年3月期から(保証を含む)」, または「時価総額3兆円以上は2028年3月期から(保証を含む), 1兆円以上は2029年3月期から(保証を含む)」始めることとし、先行適用(時価総額1兆円以上)の状況を踏まえて最終判断することとしながら、203X年3月期を目途に全プライム上場企業へ適用を拡大することが考えられる。

- ④ サステナビリティ情報の開示は広くバリューチェーンが対象となるため、プライム上場企業以外についても負担に配慮しながら開示を進めることが重要だと考えられるが、具体的にどのような方策が考えられるか。

⑤ 企業が有価証券報告書においてサステナビリティ開示基準に準拠した情報開示をおこなっていくためにはどのような環境整備が必要となると考えられるか。

これら5項目は①適用対象企業と適用時期、②任意適用促進策、③適用義務化スケジュール、④(プライム上場企業以外への)適用拡大方法、⑤有価証券報告書におけるサステナビリティ情報開示の環境整備と要約できるが、①適用対象企業と適用時期が決まらなければ、②以降の項目も議論しづらいことがわかる。

2.3 適用対象企業と適用時期

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ設置の背景③やワーキング・グループの検討事項①と③では、欧米諸国の適用対象企業を参考にしてプライム

上場企業のうち時価総額の大きい企業から先行して適用を始め、その後、対象を拡大する。この場合、先行適用については「時価総額3兆円以上は2027年3月期から、1兆円以上は2028年3月期から(保証を含む)」, または「時価総額3兆円以上は2028年3月期から(保証を含む)、1兆円以上は2029年3月期から(保証を含む)」始め、先行適用(時価総額1兆円以上)の状況を踏まえて最終判断し、2030年代に全プライム上場企業へ適用を拡大することがワーキング・グループでの議論の出発点として提示されている(図表3、図表4)。

欧米諸国での適用対象や適用スケジュールを考えれば妥当な提案だと考えられるが、これから議論を開始するのに結論を提示されてメンバーはそれを承認するだけという印象を与えかねないのではないかと危惧される。

図表3

サステナビリティ開示基準の適用時期

- 気候変動関連の情報開示については、プライム上場企業の中でも対応状況に差がある模様である。他方、欧米では、企業規模や市場規模に応じた段階的な導入が決定されている。適用時期について、欧州CSRD規制は2024年度から始まるほか、日本企業への域外適用が2028年12月期から始まることが想定されている(域外適用において日本の親会社が連結グループ全体のCSRDに基づく報告を行う際に、欧州と同等の保証やエンフォースメント等が求められることも見込まれる)。
- これらを踏まえ、我が国では、例えば以下のように、プライム市場上場企業のうち、時価総額の大きい企業から順次適用対象を拡大することが考えられるか。その際、一定の任意適用期間を設けてはどうか。

	2025年	2026年	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期	2030年3月期	
プライム	案1	3月 SSBJ基準 最終化 予定	SSBJ基準 任意適用	有報 SSBJ基準の義務化開始 時価総額:3兆円以上 社数:69社 時価総額カバーレージ:55%	有報 SSBJ基準の義務化拡大 時価総額:1兆円以上 社数:173社(のべ) 時価総額カバーレージ:73% 保証導入(※)	順次拡大	有報 プライム全企業が SSBJ基準を導入 社数:1,655社 時価総額カバーレージ:96% 保証(※)
	案2	3月 SSBJ基準 最終化 予定	SSBJ基準 任意適用	有報 SSBJ基準の義務化開始 時価総額:3兆円以上 社数:69社 時価総額カバーレージ:55% 保証導入(※)	有報 SSBJ基準の義務化拡大 時価総額:1兆円以上 社数:173社(のべ) 時価総額カバーレージ:73% 保証(※)	順次拡大	有報 プライム全企業が SSBJ基準を導入 社数:1,655社 時価総額カバーレージ:96% 保証(※)

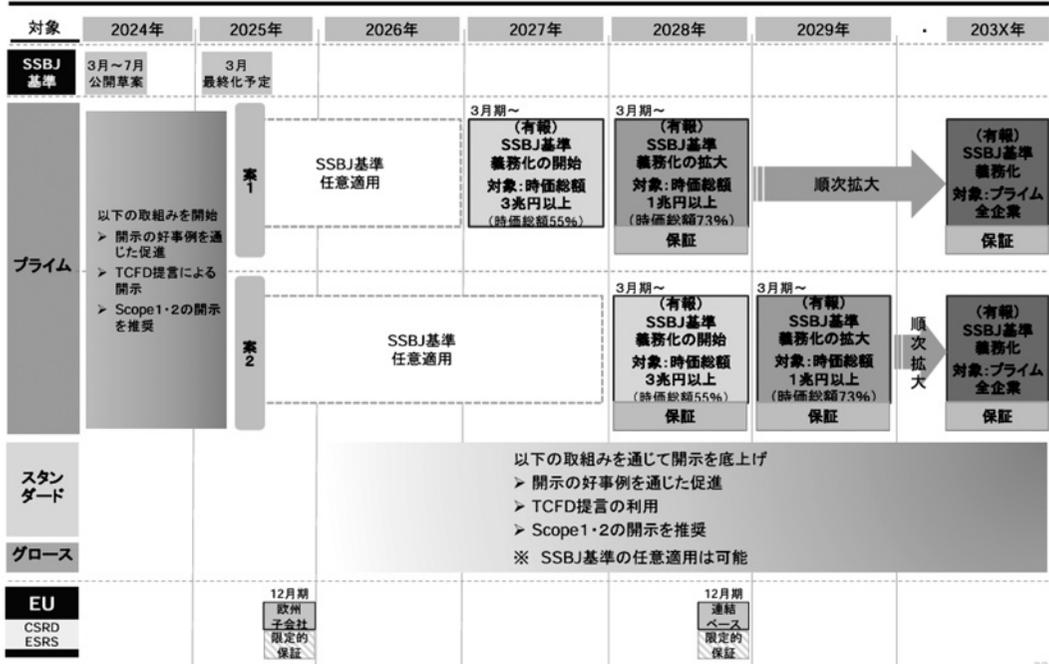
(※)保証のあり方については、任意の枠組みも含め、今後の検討課題

- 全プライム上場企業への適用拡大の時期(2030年3月期)については、先行適用した上場企業(時価総額1兆円以上)による適用状況を踏まえて最終判断することが考えられるか。
- このほか、サステナビリティ情報の開示は広くバリューチェーンが対象となるため、プライム上場企業以外の企業においても、負担に配慮しながら開示を進めることが重要。このような観点から、これらの企業については、中長期的に、好事例を通じた開示の促進やICFD提言の利用等を通じて開示の底上げを図ることが考えられるか。

(出所) 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024), 30頁。

図表 4

サステナビリティ開示基準の適用対象、適用時期のイメージ



(出所) 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024), 31頁。

3. サステナビリティ情報開示基準の公開草案

3.1 背景

サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) は国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) が国際的なサステナビリティ開示基準を開発するために設立されたことを受け、わが国におけるサステナビリティ開示基準を開発すること等を目的として2022年7月に設立された。

ISSB は国際的なサステナビリティ開示基準の開発にあたり、白紙の状態から基準の開発を始めるのではなく、既存の基準やフレームワークを基礎として開発することとし、これをグ

ローバル・ベースラインと位置付けて、2023年6月に最初のIFRSサステナビリティ開示基準となるIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」とIFRS S2号「気候関連開示」を公表している。

サステナビリティ基準委員会は高品質で国際的に整合性のあるサステナビリティ開示基準を開発するにあたり、グローバル・ベースラインとされるIFRSサステナビリティ開示基準と整合性のあるものとするのが市場関係者にとって有用であると考えられたことから、わが国のサステナビリティ開示基準においてもIFRS S1号に相当する基準およびIFRS S2号に相当する基準の開発に取り組むこととし、検討を重ねてきた。

2024年3月21日に開催された第33回サステナ

ビリティ基準委員会において、以下のサステナビリティ開示ユニバーサル基準およびサステナビリティ開示テーマ別基準の公開草案の公表が承認され、2024年3月29日に公表して2024年7月31日までコメントを募集している²。

- ① サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用(案)」
- ② サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準(案)」
- ③ サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準(案)」

3.2 公開草案の適用対象企業³

公開草案は公開草案の適用対象企業を定めていないが、金融庁からSSBJ基準の適用対象についてはグローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（プライム上場企業ないしはその一部）から始めることが考えられるとの方向性が示されたことを踏まえ、プライム上場企業が適用することを想定し、公開草案の開発をおこなった。

公開草案の公表時点においてサステナビリティ基準委員会が公表するサステナビリティ開示基準の金融商品取引法に基づく法定開示における位置付けは明らかにされていないが、サステナビリティ基準委員会が企業会計基準委員会と同様に法令上位置付けられた場合、公開草案の定めに基づく開示が有価証券報告書に含まれることが想定されることを踏まえたものである。

また、公開草案はプライム上場企業に適用することを想定して開発をおこなったものの、プライム上場企業以外の企業（たとえば金融商品取引法以外の法令によりサステナビリティ関連財務開示の開示が求められる場合や法令に基づかず、任意でサステナビリティ関連財務開示を作成する場合）にも適用できるとしている。ただし、これらの企業が適用することを想定して開発をおこなったものではないことに留意する必要がある。

なお、公開草案に対するコメントについては、コメントが次の3つのいずれに該当するかについて、コメント全体に対してまたはコメントごとに記載を求めている。

- ① グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（プライム上場企業ないしはその一部）に適用することを前提としたコメント
- ② 上記①以外の企業（プライム以外の上場企業等）が任意で適用することを前提としたコメント
- ③ 上記①および②いずれの企業にも共通のコメント

3.3 公開草案の基本方針

サステナビリティ基準委員会はサステナビリティ開示基準の開発にあたり、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとするため、原則として国際的な基準の定めを取り入れるものの、すべての定めを無条件で取り入れることはしないこととした。

2 サステナビリティ基準委員会 (2024a), 「サステナビリティ基準委員会がサステナビリティ開示基準の公開草案を公表」, 2024年3月29日 (https://www.ssb-j.jp/jp/domestic_standards/exposure_draft/y2024/2024-0329.html)。

3 サステナビリティ基準委員会 (2024b), 「コメントの募集及び本公開草案の概要」, 2024年3月29日 (https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/2024ed01_01.pdf)。

公開草案は上記の基本的な方針のもとで開発しており、基本的にIFRSサステナビリティ開示基準の内容を取り入れることを提案している。

なお、本公開草案の最終化までの間にIFRSサステナビリティ開示基準のガイダンスがIFRS財団から公表されるなど、状況に変化があった場合には当委員会においてその影響を検討し、IFRSサステナビリティ開示基準との整合性の観点から本公開草案の提案内容を修正する必要性について議論することを予定している。

3.4 ガイダンスの情報源におけるSASBスタンダードおよび産業別ガイダンスの取扱い

IFRSサステナビリティ開示基準では企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報を開示しなければならないとしたうえで、当該情報を開示するにあたり、バリューチェーンの範囲を決定し、サステナビリティ関連のリスクおよび機会の識別と識別したリスクおよび機会に関する重要性がある情報の識別をおこなわなければならないとしている。

また、IFRSサステナビリティ開示基準ではサステナビリティ関連のリスクおよび機会の識別、ならびに識別したリスクおよび機会に関する重要性がある情報の識別にあたり（IFRS S2号においては気候関連のリスクおよび機会の識別、開示する産業別の指標の決定にあたり）、ISSB以外の団体が公表するガイダンスについて「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」としているものと「参照し、その適用可能性を考慮することができる」としているものがある。

「参照し、その適用可能性を考慮しなければ

ならない」場合は当該ガイダンスを参照し、その適用可能性を考慮することは要求されるものの、当該ガイダンスに記載されている事項（たとえば特定の指標を開示すること）は要求されない。一方、「参照し、その適用可能性を考慮することができる」場合は当該ガイダンスを参照することも、その適用可能性を考慮することも要求されない。

サステナビリティ関連のリスクおよび機会の識別ならびに識別したリスクおよび機会に関する重要性がある情報の識別については、SASBスタンダード（2023年12月最終改正）を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とする。IFRS財団により「SASBスタンダード」が改正された場合、IFRS財団が公表するSASBスタンダード（2023年12月最終改正）に代えて、改正後のSASBスタンダードを参照し、その適用可能性を考慮することができる（適用基準案第45項、第46項、第54項、第55項、BC72項からBC74項）。

気候関連のリスクおよび機会の識別ならびに開示する産業別の指標の決定については、産業別ガイダンス（2023年6月公表）を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とする。SASBスタンダード（2023年12月最終改正）についても「適用基準」の適用を通じて「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とする（気候基準案第17項、第89項、BC41項からBC46項）。

3.5 スコープ1、スコープ2およびスコープ3の温室効果ガス排出量の合計値

IFRSサステナビリティ開示基準では当報告期間に生成した温室効果ガス排出の絶対総量に

ついて、スコープ1 温室効果ガス排出、スコープ2 温室効果ガス排出およびスコープ3 温室効果ガス排出に区分して開示しなければならないとしており、サステナビリティ基準委員会が公表するサステナビリティ開示基準においても同様の定めを置くことを提案している（気候基準案第49項）。

IFRS S2号において要求されていないものの、IFRS 財団より公表されているIFRS サステナビリティ開示タクソノミ（案）においては3つのスコープの温室効果ガス排出の絶対総量の合計値についてタクソノミを設定することが提案されている。このため、サステナビリティ基準委員会が公表するサステナビリティ開示基準において、これら3つのスコープの温室効果ガス排出の絶対総量の合計値を開示することを要求すべきかどうか論点となった。

公開草案では気候基準案はスコープ1 温室効果ガス排出、スコープ2 温室効果ガス排出およびスコープ3 温室効果ガス排出の絶対総量の合計値を開示しなければならないとすることを提案している（気候基準案第49項、BC100項、BC101項）。

3.6 温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告

IFRS サステナビリティ開示基準では温室効果ガス排出の測定にあたり、温室効果ガス・プロトコルの企業算定および報告基準（2004年）にしたがうことを要求するものの、法域の当局または企業が上場する取引所が温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合には当該方法を用いることを容認している。

わが国では「地球温暖化対策の推進に関する

法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（温対法）に基づき温室効果ガス排出量の報告が要求される場合があるが、温対法においては温室効果ガスの種類によって異なる2種類の報告のための算定期間が定められており、企業のサステナビリティ関連財務開示（および関連する財務諸表）の報告期間の末日、温室効果ガスの種類別の算定期間および温対法の報告期限の組み合わせによってはサステナビリティ関連財務開示（および関連する財務諸表）の報告期間と温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告のための算定期間が異なる可能性がある。

このため、温対法に基づく温室効果ガス排出量をサステナビリティ関連財務開示においても報告することを選択した場合について温対法において定められる報告のための算定期間のデータを用いてサステナビリティ関連財務開示における温室効果ガス排出量の報告をおこなうことを求めるのかが論点となった。

気候基準案は温対法に基づく温室効果ガス排出量をサステナビリティ関連財務開示においても報告することを選択した場合、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日において既に当局に提出した温室効果ガス排出量のデータのうち直近のものを用いなければならないとしたうえで、温室効果ガス排出量の報告のための算定期間と当該企業のサステナビリティ関連財務開示（および関連する財務諸表）の報告期間の差異が1年を超える場合、一定の事項を開示しなければならないとすることを提案している（気候基準案第53項、第54項、BC117項からBC121項）。

3.7 スコープ2 温室効果ガス排出におけるロケーション基準とマーケット基準

スコープ2 温室効果ガス排出の測定にはロケーション基準とマーケット基準という2つの測定方法が考えられる。ロケーション基準は地域・地方・国などの特定された場所におけるエネルギー生成に関する平均的な排出係数を用いる方法であるのに対し、マーケット基準はスコープ2 温室効果ガス排出を測定するにあたって、電気・蒸気・温熱または冷熱（電気等）の購入契約（分離できない契約証書が含まれることがある）および分離された契約証書の内容を反映する方法であるとされている。いずれも電気等の消費量を削減することにより温室効果ガス排出を削減することができると考えられ、マーケット基準については、企業における電気等の調達方法の選択による削減努力を反映することができると考えられる。ただし、市場の成熟度の違いなどにより、マーケット基準を要求することが難しい場合があると考えられる。

IFRS サステナビリティ開示基準ではスコープ2 温室効果ガス排出量について、ロケーション基準による測定値の開示を要求したうえで、マーケット基準による測定値の開示は要求しない代わりに、契約証書を企業が有している場合、主要な利用者の理解のために必要な当該契約証書に関する情報を提供することを要求している。

サステナビリティ開示基準において、スコープ2 温室効果ガス排出量について、IFRS サステナビリティ開示基準と同様の開示を要求するのか、契約証書に関する情報の開示に代えてマーケット基準による測定値の開示を要求すべきかどうか論点となった。

気候基準案はスコープ2 温室効果ガス排出について、ロケーション基準によるスコープ2 温室効果ガス排出量を開示しなければならないとしたうえで、当該開示に加え、少なくとも次のいずれかの事項を開示しなければならないとすることを提案している（気候基準案第56項、第57項、BC127項からBC132項）。

(1) 契約証書を企業が有している場合、スコープ2 温室効果ガス排出を理解するうえで必要な当該契約証書に関する情報

(2) マーケット基準によるスコープ2 温室効果ガス排出量（この場合においても温室効果ガス排出の測定方法に関する開示（気候基準案第65項）をおこなわなければならない）

3.8 スコープ3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示における重要性の判断の適用

IFRS サステナビリティ開示基準ではスコープ3 温室効果ガス排出について、温室効果ガス・プロトコルの企業算定および報告基準（2004年）にしたがって測定したうえで、当該測定値に含めた温室効果ガス・プロトコルのコーポレート・バリューチェーン（スコープ3）基準（2011年）に記述されているスコープ3 カテゴリーにしたがい、企業のスコープ3 温室効果ガス排出の測定値に含めたカテゴリーを開示しなければならないとしている。

サステナビリティ基準委員会が公表するサステナビリティ開示基準ではスコープ3 温室効果ガス排出について、温室効果ガス・プロトコルの企業算定および報告基準（2004年）にしたがって測定しなければならないとしたうえで（気候基準案第51項）、温室効果ガス・プロトコルのコーポレート・バリューチェーン（スコープ3）

基準（2011年）に記述されているスコープ3カテゴリーにしたがい、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示しなければならないとすることを提案している（気候基準案第58項）。ここで主要な利用者の意思決定との関連性が乏しいと考えられるカテゴリーを省略できる可能性をもたらす選択肢として、スコープ3温室効果ガス排出の絶対総量の測定に含めるカテゴリーに関して、定量的閾値を設定すべきかどうか論点となった。

公開草案では気候基準案はスコープ3温室効果ガス排出の絶対総量の測定に含めるカテゴリーに関して特段の定めを置かないことを提案している（気候基準案 BC142 項から BC144 項）。

3.9 産業横断的指標等 （気候関連のリスク及び機会）

IFRSサステナビリティ開示基準では金融安定理事会の気候関連財務開示に関するタスクフォースの提言（TCFD 提言）において利用者のニーズに基づき開示推奨項目とされた産業横断的指標等について要求事項としたうえで引き継いでいる。このうち気候関連のリスクおよび機会に関する産業横断的指標等については開示することの困難さがあるなどとして、TCFD 提言に基づく開示をおこなっている企業においても定量的情報による開示が進んでいないとの意見が聞かれる。

このため、サステナビリティ基準委員会が公表するサステナビリティ開示基準において気候関連のリスクおよび機会に関する産業横断的指標等の開示に関する定めを取り入れるかどうか、また取り入れる場合にどのように取り入れるかが論点となった。

公開草案では気候基準案は気候関連のリスク

および機会に関する産業横断的指標等に関連して、次の事項を開示しなければならないと提案している（気候基準案第46項(2)から(4)、第80項から第82項、BC170項から BC172項）。

① 気候関連の移行リスク

気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産または事業活動の金額およびパーセンテージ、または気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産または事業活動の規模に関する情報の少なくともいずれか

② 気候関連の物理的リスク

気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産または事業活動の金額およびパーセンテージ、または気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産または事業活動の規模に関する情報の少なくともいずれか

③ 気候関連の機会

気候関連の機会と整合した資産または事業活動の金額およびパーセンテージ、または気候関連の機会と整合した資産または事業活動の規模に関する情報の少なくともいずれか

3.10 産業横断的指標等（資本投下）

IFRSサステナビリティ開示基準ではTCFD 提言において利用者のニーズに基づき開示推奨項目とされた産業横断的指標等について要求事項としたうえで引き継いでいる。このうち資本投下に関する産業横断的指標等については開示することの困難さがあるなどとしてTCFD 提言に基づく開示をおこなっている企業においても定量的情報による開示が進んでいないとの意見が聞かれる。

このため、サステナビリティ基準委員会が公表するサステナビリティ開示基準において資本投下に関する産業横断的指標等の開示に関する

定めを取り入れるかどうか、また取り入れる場合にどのように取り入れるかが論点となった。

公開草案では気候基準案は資本投下に関する産業横断的指標等に関連して、次の事項を開示しなければならないとすることを提案している（気候基準案第46項(5)、第83項、BC177項、BC178項）。気候関連のリスクおよび機会に投下された資本的支出、ファイナンスまたは投資の金額（IFRS S2号と同様の定め）

3.11 産業横断的指標等（内部炭素価格）

IFRSサステナビリティ開示基準ではTCFD提言において利用者のニーズに基づき開示推奨項目とされた産業横断的指標等について要求事項としたうえで引き継いでいる。このうち内部炭素価格についてはわが国においても意思決定に用いる企業が増えているため、主要な利用者には有用な情報であるとの意見が聞かれる一方、内部炭素価格それ自体の開示については主要な利用者の意思決定との関連性が必ずしも明らかではないとの意見も聞かれる。

このため、サステナビリティ基準委員会が公表するサステナビリティ開示基準において内部炭素価格に関する産業横断的指標等の開示に関する定めを取り入れるかどうか、また取り入れる場合にどのように取り入れるかが論点となった。

公開草案では気候基準案は内部炭素価格に関する産業横断的指標等に関連してIFRS S2号と同様、次の事項に関する情報を開示しなければならないとすることを提案している（気候基準案第46項(6)、第84項、BC182項、BC183項）。

(1) 内部炭素価格を意思決定に用いている場合、次の事項に関する情報

①内部炭素価格の適用方法（たとえば投資判

断、移転価格及びシナリオ分析）

②温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格（温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格で表す）

(2) 内部炭素価格を意思決定に用いていない場合、その旨

3.12 経過措置

公開草案ではサステナビリティ開示基準にしたがい開示をおこなうことを要求または容認する法令にしたがい開示をおこなう場合と、任意でサステナビリティ開示基準にしたがった開示をおこなう場合について、それぞれ経過措置を定めることを提案している（適用基準案第96項から第100項、一般基準案第42項から第44項、気候基準案第103項から第107項）。

サステナビリティ開示基準にしたがい開示をおこなうことを要求または容認する法令に従い開示をおこなう場合、適用基準案、一般基準案、気候基準案は次の経過措置について定めることを提案している。

(1) 基準を適用する最初の年次報告期間において比較情報を開示しないことができる。この経過措置を適用する場合、その旨を開示しなければならない。

適用基準案は上記(1)に加え、次の経過措置について定めることを提案している。

(2) 基準を適用する最初の年次報告期間において気候基準に準拠して気候関連のリスクおよび機会のみについての情報を開示することができる。この場合、気候関連のリスクおよび機会についての情報の開示に関連する限りにおいて、適用基準案の定めを適用しなければならない。この経過措置を適用する場合、その旨を開示しなければならない。

(3) (2)の経過措置を適用する場合、次のいずれも要求されない。

①基準を適用する最初の年次報告期間における気候関連のリスクおよび機会に関する比較情報の開示（上記(1)参照）

②基準を適用する2年目の年次報告期間における気候関連のリスクおよび機会以外のサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する比較情報の開示（下記(4)参照）

一般基準案は上記(1)に加え、次の経過措置について定めることを提案している。

(4) 上記(2)を適用し、基準を適用する最初の年次報告期間において気候基準に準拠して気候関連のリスクおよび機会のみについての情報を開示する場合、基準を適用する2年目の年次報告期間において気候関連のリスクおよび機会以外のサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する比較情報を開示しないことができる。この経過措置を適用する場合、その旨を開示しなければならない。

気候基準案は上記(1)に加え、次の経過措置について定めることを提案している。

(5) 基準を適用する最初の年次報告期間においてのみ次のいずれかまたは両方の経過措置を適用することができる。この経過措置を適用する場合、その旨をそれぞれ開示しなければならない。

①基準を適用する最初の年次報告期間の直前の年次報告期間において、温室効果ガス排出の測定に温室効果ガス・プロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）または法域の当局若しくは企業が上場する取引所が要求している方法（気候基準案第51項ただし書き）以外の測定方法を用いていた場合、当該測定方法を用いることができる。この場合、温室効果

ガス排出の測定方法に関する開示（気候基準案第64項）をおこなわなければならない。

②スコープ3温室効果ガス排出（気候基準案第49項(3)（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報（気候基準案別紙C）を含む）を開示しないことができる。

(6) (5)の経過措置を適用した場合、その後の報告期間において比較情報として情報を表示するにあたり、(5)の経過措置を引き続き適用することができる。この経過措置を適用する場合、その旨をそれぞれ開示しなければならない。

任意でサステナビリティ開示基準にしたがった開示をおこなう場合適用基準案は上記(2)と同様の経過措置を定めることを提案している。また、気候基準案は上記(5)と同様の経過措置を定めることを提案している。

さらに、任意でサステナビリティ開示基準にしたがった開示をおこなっていた企業がサステナビリティ開示基準にしたがい開示をおこなうことを要求または容認する法令にしたがい開示をおこなうこととなる場合があると考えられたことから、公開草案では次の経過措置を定めることを提案している。

任意でサステナビリティ開示基準にしたがった開示をおこなっていた企業が法令にしたがい開示をおこなうこととなった場合、適用基準案、一般基準案、気候基準案は次の経過措置について定めることを提案している。

(7) 任意でサステナビリティ開示基準にしたがった開示をおこなっていた企業がサステナビリティ開示基準にしたがい開示をおこなうことを要求または容認する法令にしたがい開示をおこなうこととなった場合、当該法令にしたがい基準を適用する最初の年次報告期間について、最初の年次報告期間として上記(1)から(6)の経過

措置を適用することができる。

4. 現時点での見通し

公開草案の細目はテクニカルであり、実際に関与している専門家以外には評価できないように思える。ただし、欧米とは異なる基準をわが国が積極的に提唱していくとも考えにくいので、サステナビリティ基準委員会が公開草案で述べているように、グローバル・ベースラインとされるIFRSサステナビリティ開示基準と整合性のあるものとなることが予想される。

そこで、IFRSサステナビリティ開示基準と整合性のある基準をいつからわが国で適用するのかということが問題となる。適用対象について欧米諸国でも規模に応じた段階的導入が検討されていることからすると、わが国でも段階的な導入が予想される。

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの公開資料で提示されたプライム上場企業のうち時価総額3兆円以上は2027年3月期から、1兆円以上は2028年3月期から（保証を含む）、またはプライム上場企業のうち時価総額3兆円以上は2028年3月期から（保証を含む）、1兆円以上は2029年3月期から（保証を含む）始め、先行適用（時価総額1兆円以上）の状況を踏まえて、2030年代に全プライム上場企業へ適用を拡大することが現時点での見通しといえるであろう。

欧州が先行し、アメリカが少し遅れて導入する形となるであろうことが予想されるサステナ

ビリティ情報の開示と保証の問題について、両者の経験を踏まえたうえで導入していくというのが無用な混乱を回避するためにも妥当な選択となるであろうと考えられる（図表2）。

参考文献

- 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（2024）「事務局説明資料」, 2024年3月26日 (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20240326/03.pdf)。
- サステナビリティ基準委員会（2024a）「サステナビリティ基準委員会がサステナビリティ開示基準の公開草案を公表」, 2024年3月29日 (https://www.ssb-j.jp/jp/domestic_standards/exposure_draft/y2024/2024-0329.html)。
- サステナビリティ基準委員会（2024b）「コメントの募集及び本公開草案の概要」, 2024年3月29日 (https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/2024ed01_01.pdf)。
- サステナビリティ基準委員会（2024c）「IFRSサステナビリティ開示基準と本公開草案の差異等の一覧」, 2024年3月29日 (https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/2024ed01_05.pdf)。
- サステナビリティ基準委員会（2024d）「IFRSサステナビリティ開示基準と本公開草案の項番対照表」, 2024年3月29日 (https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/2024ed01_06.pdf)。
- 藤野大輝（2022）『ESG情報開示の実践ガイドブック』, 中央経済社。

（当研究所客員研究員）